

# 速度取締り指針

令和6年1月  
萩警察署

## 速度取締り重点路線

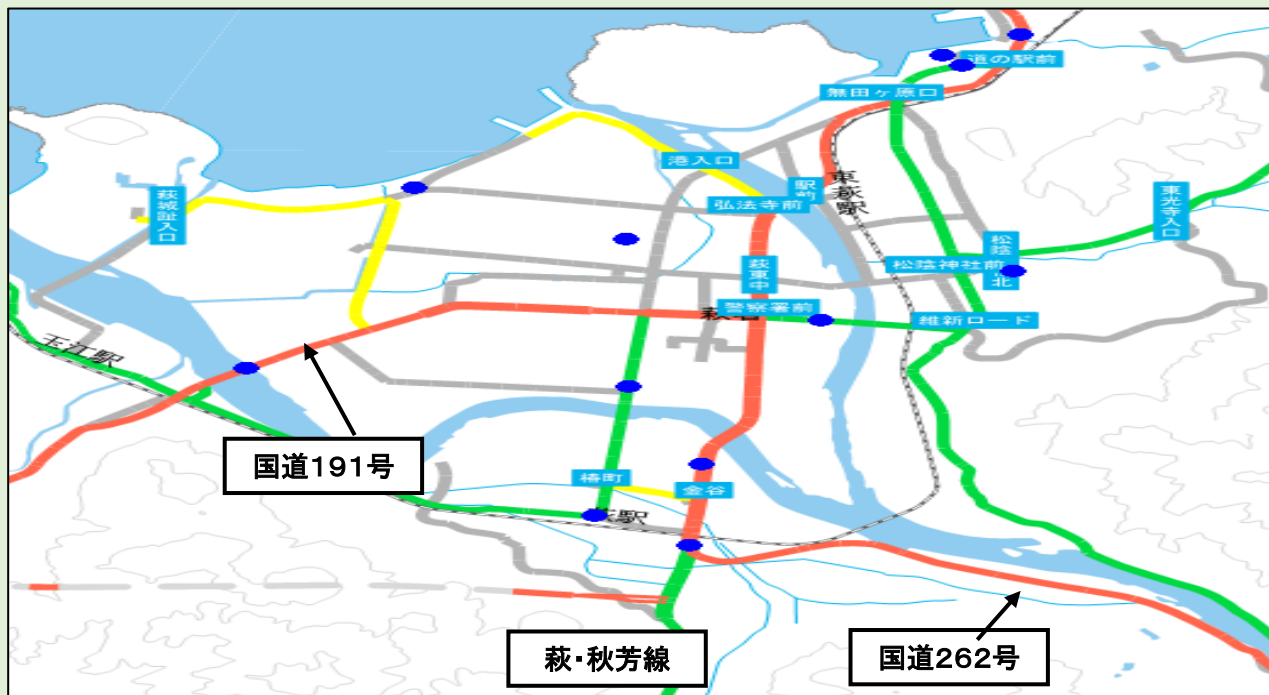
※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

| 重点路線   | 重点時間帯        | 区域          | 規制速度   |
|--------|--------------|-------------|--------|
| 国道191号 | 6:00 ~ 20:00 | 須佐・大井地区、阿武町 | 60km/h |
| 国道262号 | 6:00 ~ 20:00 | 明木・佐々並地区    | 60km/h |
| 萩・秋芳線  | 6:00 ~ 20:00 | 明木地区        | 60km/h |

- 速度超過による重大事故が発生するおそれがある国道・県道を中心とした速度取締りを行います。
- 管内の交通事故発生状況を分析の上、効果的な取締り時間・場所を選定します。

## 管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）

※ ●～人身事故発生場所



- 国道191号、262号、315号及び県道において、全体の7割を占める人身事故が発生しています。
- 事故原因に関しては、安全不確認や前方不注視に起因する相手方の発見遅れが原因の多くを占めています。

## その他の交通指導取締り

- 日中時間や薄暮時間帯における交通事故が多発していることから、同時時間帯における取締りを強化します。
- 歩行者・自転車被害の交通事故防止のため、信号無視や一時不停止、横断歩行者妨害等の交差点関連違反の取締りを強化します。